

社会福祉法人 悠林舎

2019 年度

障害福祉関連施設事業計画

社会福祉法人 悠林舎

理 念

「えがけ ゆめ
かなえてこそ ゆめ」

一粒の・・・。もし・・・。

やがて豊かな緑に。

大地に根付き、天空高く。が如く。

凜として自立を。

互敬互譲で。

豊穰を分かち合う。

社会福祉法人 悠林舎

(2010.3.24 改定)

基本方針

社会福祉法人悠林舎は社会福祉法人改革の政府の大方針の中、後れを取ることなく、各事業を展開している。定款改定は県下障害福祉施設で一番に承認を受けた。

社会福祉法人の使命（社会的責任）遂行は社会、地域における福祉の充実・発展の為に
①社会福祉事業を主とした福祉サービスの供給主体の中心的役割を担い。②地域の福祉需要にきめ細かく対応していく。ことである。

公共的・公益的で信頼性の高い法人経営は社会福祉法第 24 条「経営の原則」に明記されている。「公益性」「継続性」「透明性」「倫理性」「非営利性」「開拓性」「組織性」「主体性」「利率性」「機動性」が原則としてある。

2017 年度は社会福祉法人改革元年として組織体制を再構築し、整備・強化することができた。

設立 20 周年に向け、支援の幅を広げ全体の支援力の底上げを行うことで、シーズブランド力の更なる向上に努める。

中・長期計画

長期計画

1. 利用者に対する基本姿勢の確立

利用者の人権を常に尊重し、サービスの質の向上や環境改善に積極的に取り組む。

～社会福祉法人として常に原点に立ち戻り、一人ひとりの人権を尊重した活動を行なう～

2. 社会に対する基本姿勢の確立

地域包括ケアの中心的役割を担い、公益的な事業を率先して行なう。

～地域の実情・利用者の必要性にあわせて、制度化された社会福祉事業と制度化されていない地域公益活動を組み合わせ、社会資源と連携し、サービス提供する仕組みを構築する～

3. 福祉人材に対する基本姿勢の確立

良質な社会福祉人材を育成する。

～社会福祉に必要な人材を、教育、育成する。福祉従事者の地位向上に向け積極的に取り組む～

4. マネジメントに対する基本姿勢の確立

非営利法人にふさわしい透明性の高い運営をする。

～非営利法人として、ふさわしい透明性のある組織構築を行ない、地域に対して積極的な情報発信をすることにより、地域社会に認められる活動、事業運営を行なう～

中期計画

長期計画に掲げた4部門を達成していくにあたり、重点課題を設定し中期目標とする。

① 人権の尊重

利用者の人権を尊重し、個人の尊厳が守られる福祉サービスの提供。

利用者のプライバシー、個人情報を保護し、信頼性の高い福祉サービスを提供する。

これらの実現のための体制、仕組みを構築し、確実に運用する。

1) 倫理教育の充実

利用者の人権を尊重し、個人の尊厳を守ることの重要性について、職員が認識を深めるよう人権教育等の具体的な取り組みの実施。

2) 利用者の自己決定と選択の尊重。

利用者やその家族等への説明に、「家族ノート」・日誌を活用し、個々の特性に配慮し、選択肢を提供するなど自己決定を尊重する個別面談、個別支援計画作成を行なう。

3) 利用者の自立と創造性の確立を目指して

2020 東京五輪・パラリンピックへアートカルチャーのメッセンジャーとして主体に成る事で自立の烽火を掲げると共に、定期的なアート活動を実践し、活動を通じて1人1人の持てる力を最大限発揮出来るよう、アート活動を通じて能力・生活の向上を目指し、豊かな生活を獲得できるようにする。

② サービスの質の向上

第三者による評価受審から評価期間へのステップアップが達成される中で、更なる、は業務の見直しを目指す。2019年度受審に向け更なる改善活動と評価調査者の育成を目指す。

家族ノートの策定を踏まえ、個別支援計画の適正化、サービスの充実を図る。

4) 業務手順・マニュアルの策定

サービス提供についてのマニュアル・手順書の策定・見直しを行い、周知徹底を図る。

③ 生活環境・利用環境の向上

5) 災害発生時の事業継続計画（BCP）の策定

飲料水、食料をはじめ生活物資の適正な備蓄。

災害時にもサービス提供を継続するための体制整備。

6) 衛生的な環境整備、利用者の健康保持・生活力向上

エコロジーのフル活用による。

④ 地域における公益的な取組の推進

防災にふれあう会 in シーズ「防災教室」は多方面から評価をされ、徳島県知事より「みらいを守る防災活動賞」を授与され、更に消防庁より「防災まちづくり大賞」を授与した。2017年度にはシーズ今津に津波避難棟を兼ねた作業棟を日本財団の助成を頂き建設。法人全体として防災に対する取組、社会福祉法人の有する機能を地域に還元できる態勢も準備することが出来た。

7) 地域の安全・安心への取り組み

地域福祉計画をはじめとする各種福祉計画の策定への参画や行政を主体とした地域連携・協力のネットワークへの参加、協力。

事業所近隣から広域にかけて地域の安心・安全に社会福祉法人として協力していく為に2017年度から青色防犯パトロールを実施している。小学校の登下校時間にパトロールを実施することで地域の安心・安全に貢献していく。

8) 地域を包括する取組の推進

- ・生活困窮者のための公益的な就労訓練。
- ・2事業所間を網羅した広域的な青色防犯パトロールを実施。

⑤ 信頼と協力を得るための情報発信

運営協議・虐待会議を開催しており、事故・苦情等の公表及び各拠点施設での経営・活動状況を報告し、委員の方より意見を頂いている。

ご家族等に対しては毎月シーズ通信を発行し、利用者の方の活動を報告している。また、facebookを活用した情報発信を法人全体で実施しており継続的に情報発信を行っていく。

9) 苦情・相談内容等の公表・説明

サービスに対する苦情・相談や、第三者評価結果等の内容と改善・対応の状況について様々な媒体を通して利害関係や地域に説明。及び運営協議・虐待会議にて公表。

⑥ 人材の育成

理念、サービス計画達成に向けた研修、啓発、資格取得をトータルに推進する。

職員のキャリアパスに必要なスキル獲得機会（能力開発）。

10) 研修制度・プログラムの構築、実施

11) キャリアパスによる処遇改善の徹底

2019年度 重点事項

- ・ 理念に基づく事業展開
- ・ 日中活動の充実、利用者の社会参加の為、
意思決定・自立支援の確立
- ・ 個別支援計画に基づく利用者サービスの徹底、
及び検証
- ・ 業務手順・マニュアルの周知徹底、Q&A の活用
- ・ 災害への備え、BCP 策定・運用
- ・ エコロジーによる環境整備、生活力向上
- ・ facebook・シーズ通信をはじめとした情報発信
- ・ 職員研修、資質向上
- ・ キャリアパス
- ・ 自立と共生社会の実現を目指したアート活動
- ・ 第三者評価の確立

2019年3月14日作成			
統括施設長	統括施設長補	管理者	作成者
			

運営協議・虐待会議 事業計画

各事業所のサービスや運営について適正にサービスが提供されているか、コンプライアンスに則り事業が運営されているか等チェックし助言、指示をおこなう。

- ・運営協議・虐待会議、定例会を年4回する。

(2019. 5. 9・2019. 8. 22・2019. 11. 14・2020. 2. 13)

- ・定例会以外で会議の必要がある場合は、シーズ事務局が委員を招集し開催する。

- ・事故、インシデント報告書にて不適切な対応がある場合は助言、指示をおこなう。

- ・調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止会議にて対応する。

- ・その他、法令及び制度の変更のあるごとに会議を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

2019 年度

各種委員会 事業計画

2019年3月16日			
統括施設長	統括施設長補	管理者	作成者
林	林	田中	長

2019年度 KAIZENN 委員会（リスクマネジメント）事業計画

1. KAIZENN 委員会（リスクマネジメント）は、次の業務を行うものとする。

1) インシデント事象及び事故に関する業務全般を統括する。

- ① 報告書が提出されるように管理する。
 - * 月末に男性・女性の夜勤日誌を委員長が確認し、報告書の漏れを確認する（漏れがあった場合、当日勤務者に提出を指示する）
- ② 対策を立案し、対策の実行が維持されるように管理する。
 - * 対策の立案：リスクマネジメント委員会
 - * 職員振り返りの時間に提出された報告書に対しての対策を検討する。
 - * 対策が決定した際には、連絡事項等で職員に周知する。
- ③ 対策に対する効果の確認を行い、対策の見直しを行う。
 - * 月初にリスクマネジメント委員会を開催し、対策施行後の実施状況報告と課題点を協議し、必要があれば対策の見直しを実施する。

2) 提供するサービスに関する次の業務を統括する。

- ① 苦情処理に関する業務全般。
- ② 提供するサービスの自己評価を実施する。
- ③ 利用者の権利擁護を推進する。

3) 業務マニュアル・支援プログラムの見直し、検討。

4) その他、KAIZENN 委員会が所掌することが適切であると認められる業務。

2019年3月11日			
統括施設長	統括施設長補	管理者	作成者
林	林	田中	林

2019年度 KAIZENN 委員会「職員研修」計画

〈職員研修の理念・方針〉

- ・ 福祉人としての職業倫理を確立すると共に社会人、組織人、職業人への成長を目指す。
- ・ 共に育つという意識を涵養する。
- ・ 職場内研修を充実、強化する。
- ・ 個別指導（OJT）を重視する。
- ・ キャリアパス 勤務年数に応じ、各委員会の責任者、相談支援員、サービス管理責任者等を育成し、キャリアに応じた外部研修を受けるようにする。

〈今年度研修の重点テーマ・施策〉

- (1) 「サービス評価基準」を導入している意義を再確認して、評価への積極的な取り組みを図る。
- (2) 「個別支援計画」策定能力の向上を図る。
(個別支援検討会議や随時ケースカンファレンスにおいて)
- (3) 職場外での研修報告をする。
- (4) 各種マニュアルの差し替えチェック
- (5) 職員研修、プレ職員研修、全体会議、振り返りの時のみならず、職員同士直接話し合い、コミュニケーションに努める。

〈今年度の具体的研修計画〉

- (1) OJTの推進
 - ① 個別支援検討会議、ケースカンファレンスを活用し「個別支援計画」策定について積極的なスーパービジョンを行う。
 - ② 新任者（3年未満）OJTリーダー制度は引き続き実施する。
- (2) OFF-JTの推進
 - ① 職場内のOFF-JT
 - ・ 企画運営委員会の実施（毎週）
 - ・ 「サービス評価基準」検討委員会の実施（3ヶ月ごと）
 - ② 職場外のOFF-JT（別紙リスト参照）
- (3) 職場内職員研修の場を使い、職場外研修報告をする。

※ 上記については、シーズ行動規範に基づいて実施する

「2019年度 職場研修年間スケジュール表」

■=今年度の重点施策

	O J T	O F F - J T	
		職場内	職場外
4	<input type="checkbox"/> 職員へのO J Tリーダーの配置（日常の機会指導及び計画指導） <input checked="" type="checkbox"/> 個別支援検討会議、ケースカンファレンスでのスーパービジョン	<input checked="" type="checkbox"/> 企画運営委員会（毎週） 事前職員研修	
5		職場内研修 事前職員研修	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設主任職員研修(県社協)
6		職場内研修 事前職員研修	<input type="checkbox"/> 施設長研修会
7		職場内研修 事前職員研修	<input type="checkbox"/> 中四国知的障害福祉関係職員研究大会
8		職場内研修 事前職員研修	<input type="checkbox"/> 療育教育セミナー
9	<input type="checkbox"/> 前期総括	職場内研修 事前職員研修	<input type="checkbox"/> 全国 GH、ケアホーム関係職員研究大会 <input type="checkbox"/> 相談支援従事者研修（該当者いる場合）
10		職場内研修 事前職員研修	<input type="checkbox"/> 全国知的障害福祉関係職員研究大会 <input type="checkbox"/> 相談支援従事者研修（〃）
11		職場内研修 事前職員研修	
12		職場内研修 事前職員研修	<input type="checkbox"/> 日中活動支援全国大会
1		職場内研修 事前職員研修	<input type="checkbox"/> 知的障害施設職員研修会 <input type="checkbox"/> サービス管理責任者研修（該当者いる場合）
2	<input type="checkbox"/> 年度総括	職場内研修 事前職員研修	<input type="checkbox"/> 県障害者相談支援関係者研修会 <input type="checkbox"/> サービス管理責任者研修（〃）
3		職場内研修 事前職員研修	<input type="checkbox"/> 県地域自立支援協議会関係者研修会

2019年 3月3日作成			
統括施設長	統括施設長補	管理者	作成者
			

2019年度 KAIZENN 委員会「Q&A部門」

活動目的

- ・ Q&A委員会は、日々の業務の中のあらゆる場面において、各々の立場の職員が疑問に感じたことや困ったこと、判断に迷うような事例を集約する為の、現場の声を拾い上げる場とする。
- ・ Q&A委員は、収集した事例の回答を作成し、各職員の業務能率向上に貢献する。

活動内容

- ・ 1日の振り帰りの時間、毎月のプレ職員研修、職員研修、全体会議の場を通し、Q&A委員が現場職員対象の会議を主催し、事例収集する。
- ・ 収集した事例を整理し、Q&A委員会内で回答を検討し、『Q&A集』を作成する。『Q&A集』は随時追加更新する。
- ・ 収集した事例の内、Q&A委員会以外の会議や他部門の委員会活動での検討が望まれる事例については、該当の部門に報告し、各委員会と連携する。

2019年3月18日作成		
統括施設長	管理者	作成者
		

2019年度 KAIZENN 委員会「エコロジー部門」計画

(内容)

- ・施設の省エネルギー化に努める。
- ・設備機器のランニングコストや光熱水費推移をチェックする。また改善案等を企画運営委員会へ提案する。
- ・各フロアの環境美化に努める。
- ・各フロアで修繕箇所がある場合は、設備委員に速やかに報告し施設設備の保全に努める。
- ・協議事項がある場合は各委員会へ報告し提案、改善を求める。
- ・委員は月2回委員会を開催する（第二、第四木曜日）
- ・地域環境美化（スポーツゴミ拾い、碑石清掃）は活動委員会と打ち合わせしスケジュールを決める。

作成 2019年3月4日			
統括施設長	統括施設長補	管理者	作成者
			

2019年度 広報・活動委員会事業計画

1、広報部門

(1) 目的

- ・施設自らが情報発信者となる。
- ・地域・家族等との情報交換、連帯感を強める。
- ・施設の経営・活動状況を地域・家族等に知ってもらう。
- ・地域・家族等との交渉・連絡役となり、情報を共有する。

内容

- ・毎月シーズ通信を発行する。
- ・シーズ HP の毎月の更新(行事報告・動画配信等)を行う。
- ・定期的にシーズ通信・シーズ HP に関するアンケートを行う。
- ・個人情報の取り扱いを管理する。
- ・同法人内の各事業所と連携を図り、Facebook を利用しての情報発信を行う。
- ・各利用者の誕生日に誕生会を実施する。(家族の同席はなし)
- ・施設内用連絡手段である「連絡事項」の運用方法をより良いものとしていく。

2、活動部門(ボランティア)

(1) 目的

- ・生活介護利用者の日中活動の充実を図り、心身共に健康な状態を維持・向上する。
- ・ボランティアと利用者との交流から、双方の共感・理解に繋げ、楽しみや生きがいづくりを行なう。

内容

- ・生活介護の日中活動を提案、見直し、改善していく。
- ・年間の行事計画を作成し、日程の調整、担当者の割り振りを実施する。
- ・季節(行事)ごとの施設内環境設定を実施する。
- ・少人数活動グループ「自由活動」の担当者、グループ分け、日程調整を実施する。
- ・ボランティアの参集、企画計画書・活動記録等の管理を行う。

2019年3月19日		
統括施設長	管理者	作成者
		

2019年度 保健衛生委員会（医療部門）計画

目的

利用者の健康保持、増進を図り又、予防に重点を置いた観点から年間計画を立て疾病の早期発見、早期治療につなげ安心、安定な生活が送れるよう支援する。

(1) 疾病の予防と対策

毎日の健康チェック	体温、排尿、排便、生理、食事量、睡眠状況の把握
毎月の健康チェック	体重、血圧（内科受診者随時）
感染予防	手洗い、嗽（毎日、帰園時）
予防接種	インフルエンザワクチン（今年度も施行予定）
健康診断	健診センター協力のもと年2回 但し胸部X-Pは年1回
歯科検診	歯科医師会保健センター年1回と利用者さんの必要に応じ 随時
ブラッシング指導	日常のプログラムに組み入れ施行（毎金曜日整容時）

(2) 通院治療（定期受診）

精神科	社のホスピタル 30日毎 富田H p 30日毎
内科	28日毎受診、適宜受診
歯科	適宜受診
眼科	適宜受診
皮膚科	適宜受診
その他必要に応じ適宜各科受診	

(3) 園内治療

各科 Dr 指示による処置、軟膏塗布、点眼、点鼻、投薬、座薬挿入など看護師による処置の他、直接支援員の協力による処置。

(4) 医療事務

保険証		} 期限の確認、更新手続き
精神通院医療受給者証		
重度心身障害者等医療受給者証		
健康記録簿	適宜記入	
医務日誌	毎日記入	
個人カルテ	適宜記入	

(5) その他

感染症、防災時に必要な薬品、衛生材料の備蓄及び維持管理を行い異常時対応できる体制を整えます。又、日々健康維持に努め支援員の協力を得、報告、連絡、相談、の精神で助言を仰ぎ、家族の方に信頼と安心関係が築けるよう必要時は TEL、文書により理解と協力を得るようにします。又、年齢により咀嚼、嚥下困難が目立つようになり厨房との協力により安定な生活が送れるよう援助したい。

健康管理計画 平成31年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
体重測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
血圧測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	内科(高血圧の入居者)、受診者月1回
身長測定			○					○					
視力測定													
聴力測定													
尿検査			○					○					県健診センター
肥満指数			○					○					県健診センター
定期健康診断			○					○					県健診センター
脳波検査					○			○			○		抗てんかん薬服用者
歯科健診	○												年1回及び随時
血液検査			○					○					副作用検査(適宜)、内科定期受診者1ヶ月毎
含嗽、手洗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎日、帰園時
インフルエンザワクチン								○					

*平成23年度より職員、入所者の健診が年2回となります。

*職員夜勤者 6月、11月予定 他は11月予定

*入所者健康診断 6月、12月予定

2019年 3月 16日作成			
統括施設長	統括施設長補	管理者	作成者
			

2019年度 食事サービス委員会計画

年間目標

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽しく食事を出来ることを前提に、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康保持、増進を目指す。 ・ 加齢に伴う疾病予防のため、個別に対応した予防、治療食、また食事内容や調理形態とする。 ・ 利用者の体調や状態に応じて食事が食べやすいように献立、調理を工夫する。 ・ 月に1回、食事サービス会議を開き、委託業者との連携を図る。 ・ 利用者の要望や嗜好を取り入れ、選択メニュー、季節感のある行事食を提供し、食事内容や献立に反映できるよう努める。 ・ 利用者が楽しく、家庭的な雰囲気の中で、マナーを意識して食事が出来るように配慮する。 ・ 各自が持てる能力を使って、自らで食事を摂り、配膳や下膳なども含めて自分で出来る部分が増えていくような提供方法を工夫する。
--------	---

目標栄養所要量

- ・ 食事摂取基準をもとに、求めた栄養所要量の平均値を目標量とし、栄養の過不足を少なくするよう、目標栄養所要量と見合った献立作成目標とする。

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物 (エネルギー比率)	カルシウム	鉄
(Kcal)	(g)	(g)	(%)	(mg)	(mg)
2000	60	55	60	600	6

ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンC	食物繊維
(μ g)	(mg)	(mg)	(mg)	(g)
770	1.25	1.40	77	18

※個人の身体状況、病態状況に応じ栄養所要量を算定し栄養管理を行う

特別給食

- * 疾病罹患・・・医師の指示により、利用者に必要な治療食を提供する（糖尿食の提供）
食物アレルギーのある方には、除去食や代替食を用意する。
風邪や腹痛の場合は状況に応じて粥食や軟食等を提供する。
高熱などで食欲低下の場合は補食（ゼリーなど）で対応し、清涼飲料水などで水分補給を行う。

- * その他・・・生活習慣病の予備軍(特に肥満、肥満予備軍)を対象とした利用者には看護師、支援員と連携し、カロリー制限、食事量の調整、減量を行う。また、食事と共に運動療法を併用し、標準体重を目標とする。
健康診断の数値を参照し、貧血や体重変動に留意して予防的に栄養摂取できるよう、委託業者と連携する。
個別に咀嚼、嚥下の程度に応じた刻み食、ミキサー食等を提供する他、体力や身体状況に応じた食器や用具を使用する。

行事食

4月	花見外出（お弁当）
5月	スポレク大会（お弁当）
6月	創立記念日（記念を祝う食事）
7月	納涼祭（お祭りメニュー）
8月	大納涼祭(お祭りメニュー)
9月	秋祭り（お祭りメニュー）
10月	ピクニック（お弁当） ハロウィン（かぼちゃ）
11月	スポレク大会（お弁当）
12月	お餅つき（白餅、芋餅等） 大晦日（年越しそば）
1月	正月（おせち料理・お雑煮） 七草（七草粥）
2月	節分（巻き寿司）
3月	ひな祭り（ひな寿司、ひなあられ）

その他

- ・ 利用者の嗜好に応じた選択メニュー（毎月各1回）
- ・ 災害に応じた被災食・・・非常食を試食、体験する。（カップラーメン等）

2019年3月18日作成			
統括施設長	統括施設長補	管理者	担当者
			

2019年度 消防計画

目 標	1、防災教育の徹底を図る。 2、火災災害を想定しての避難訓練を実施する。 3、地震災害を想定しての避難訓練を実施する。 4、津波災害を想定しての避難訓練を実施する。
留 意 点	1、地域の人との連携を密にする。 2、毎月の防災訓練を通して火災・地震・津波等の防災教育をする。 3、各種避難訓練に真剣に取り組むように、声かけを多くする。

2019年度 訓練計画

月	実 施 内 容	月	実 施 内 容
4	避難訓練（地震）	10	夜間避難通報訓練（火災）
5	職員研修	11	避難訓練（洪水）
6	避難通報訓練（火災）	12	防災フェスティバル
7	職員研修	1	職員研修
8	夜間避難訓練（地震）	2	避難訓練（地震・津波）
9	職員研修	3	職員研修（年間まとめ）

上記の消防計画以外にも必要に応じて避難訓練を自主的に行うものとする。
立入検査については、阿南消防本部に於いて適時実施される。

第一章 総則

(目的)

第一条 この計画は、消防法 8 条第一項に基づき、防火管理業務について必要な事項を定めて火災・地震などによる予防及び人命の安全確保と被害の極限防止を図ることを目的とする。

第二章 総則

(防火管理者の権限及び任務内容)

第二条 防火管理者は、この計画に定める一切の権限を有し次の任務を行う。

任 務 内 容
(1) 職員に対する防火管理上必要な指示命令または監督
(2) 避難または防火管理上必要な設備の維持管理
(3) 建物などの自主点検及び消防用設備の維持管理
(4) 消防署に対する関係法令に基づく各種報告及び指導の要請
(5) 消防計画の検討並びに、これに基づく教育及び訓練の計画または実施
(6) 防火対象物維持台帳及び震災用非常食料などの保管及び管理
(7) その他、防火管理上必要な業務

(火災予防の組織)

第三条 日常における火災予防及び地震時の被害軽減を図るため、火元責任者の担当区域及び任務内容を次のように定める。

1、自衛消防組織と任務

① 昼間

係 別	担 当	任 務 内 容
隊 長	林統括施設長	通報の確認。消火活動の指揮ならびに避難状況の把握
通 報 連絡係	支援員	消防署及び関係者への通報を非常通報装置により行い 人員の確認、消防隊への情報提供を行う
避 難 誘導係 (男子・女子)	日勤支援 (消火係を除く) (日勤・早出・ 遅出を含む)	利用者を建物外へ誘導するほか、避難誘導方向、避難 方法について指示を行い、逃げ遅れた者がいないか細 部の確認を行う
消火係(男子)	第一発見者	消火器などにより積極的に初期消火活動にあたる
非常持ち出し	行本事務員	貴重品・重要書類などの持ち出し
火気使用設備 の始末	給食委託業 者	ガスの元栓、屋外 LPG 貯蔵庫のバルブを締める
救護係	濱看護師	負傷者の救護、救急薬品の持ち出し

② 夜間・休日における活動体制

係 別	担 当	任 務 内 容
通報・連絡 避難誘導	女子支援員 男子・女子 支援員	火元確認し、非常通報装置を使い消防署へ通報、園内放送をする。 利用者の避難誘導・人員確認・安全確保に努め 消防隊への情報提供を行う
初期消火 避難誘導	男子支援員 男子・女子支援 員	延焼拡大を阻止することを主眼に初期消火を行い、その後、避難誘導や逃げ遅れた者がいないか確認する
避難誘導	遅出・日勤職員	避難が困難な利用者の救出にあたる

※日中・夜間の詳細対応については、別紙「大災害対応マニュアル」参照のこと。

2. 火元責任者の任務内容

日 常 の 火 災 予 防
(1) 喫煙場所の指定、暖房の火気管理 (2) 火気使用設備器具、電気設備器具を使用する前後の安全確認 (3) 消防用設備等の維持、管理 (4) その他、火気予防上必要な事項
地 震・津 波 対 策
(1) 園内の設備及び危険物等の転倒、落下防止措置 (2) 火気使用設備器具の転倒防止及び安全確認 (3) 地震及び津波発生時における利用者の安全確保のための指示、指導 (4) 地震時における出火防止措置及び確認 (5) その他、地震対策上必要な事項 (6) 避難場所 地震・火災（シーズ駐車場広場）津波（シーズ屋上広場）

第四条 消防設備の点検を次のように定め、定期的実施する。

設 備 点 検
(1) 消防設備については日本メックス (2) 非常通報装置については日本メックス (3) 電気設備についてはNTT ファシリティーズ (4) 浄化槽については大松谷清掃 ※(1)～(4)については各業者との年間保守点検に基づき実施する (5) 非常用電源の灯油タンクについてはNTT ファシリティーズで月1回

(防災教育)

第五条 防災訓練及び教育を次により行う。

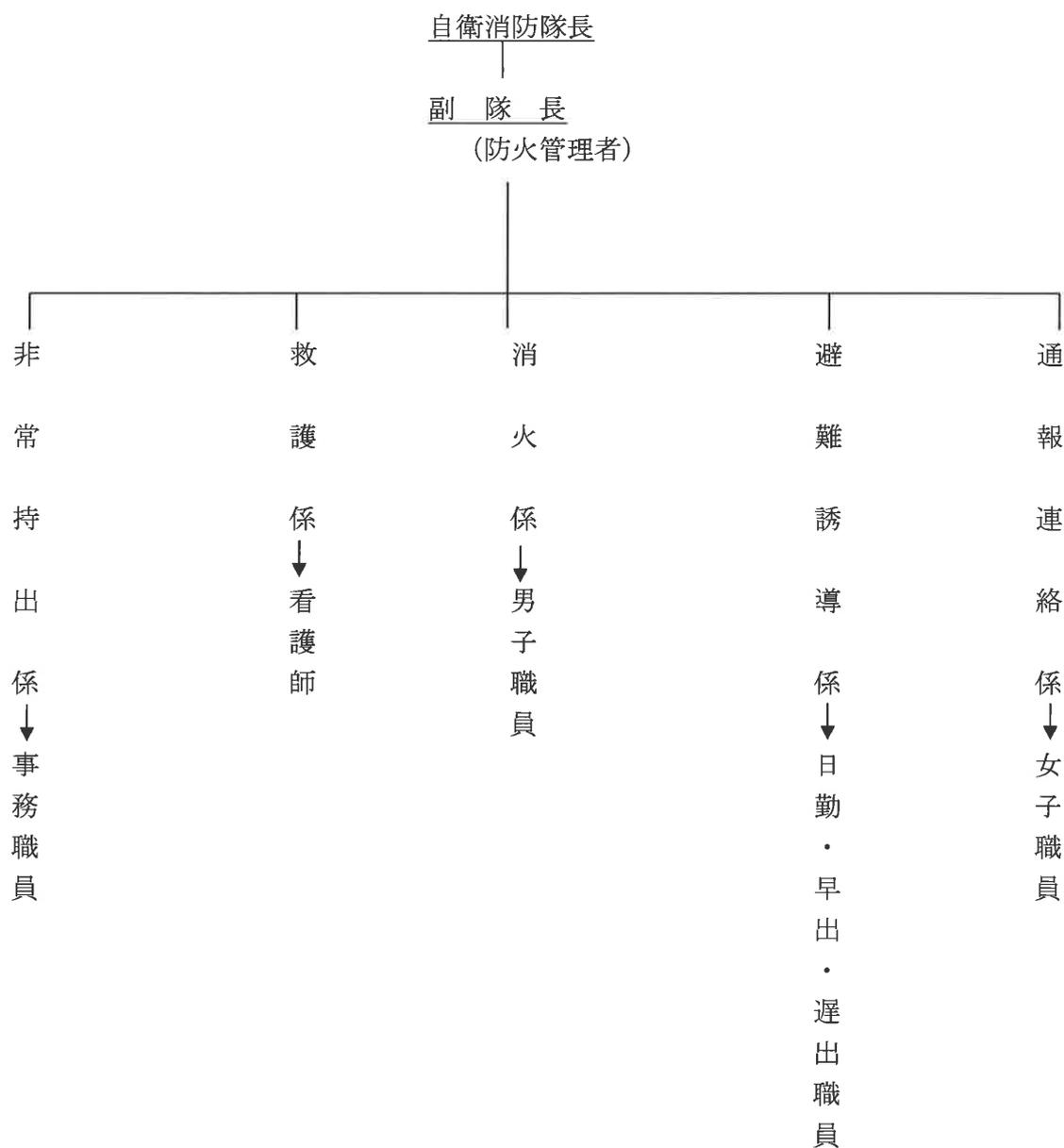
避難訓練	年6回以上
総合訓練及び防災教育	必要に応じて実施
震災訓練	上記各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。

付則

1. この計画は平成13年6月1日から施行する。

自衛防災組織

(昼間体制)



各係の任務

- ※ 隊長は各係員に対し、指揮・命令を行うと共に消防隊と密接な連携を図り、避難状況の把握を行う。
- ※ 副隊長は、隊長の職務の遂行を補佐する
- ※ 非常持出係は、重要書類の持ち出し及び管理を行う
- ※ 救護係は、負傷者の手当て及び、避難者の確保を行う
- ※ 消火係は、初期消火を実施。消防隊到着後は避難者の確保を行う
- ※ 避難誘導係は、利用者を速やかに避難させ、避難場所で避難者を確保する
- ※ 連絡通報係は速やかに 119 番通報を行い、園内に周知し、消防隊到着時には消防隊の誘導に当たる。

別表

自衛防災組織
(夜間・休日体制)



人命の安全確保を第一に考えること！

<任務内容>

通報連絡係 消防機関へ所在、名称および施設への目標、被害状況を通報するとともに
消防隊の誘導、消防隊への情報提供を行う
(消防機関との直通電話を有効に利用のこと)

避難誘導係 避難指示経路により誘導し速やかに人員点呼をおこない、逃げ遅れた者の
人数・氏名を責任者に報告のこと
避難の場合には、拡声器等を有効利用し避難方向及び火災の状況を知らせ
火点上階層の者を優先に避難させる
避難の原則として、火点上階層は屋外階段及び火点反対側の屋内階段を
使用し避難する
避難完了後は、利用者管理(掌握)に当たる

消火係 消火器・屋内消火栓を持って初期消火に当たる

※備考

- ①責任者には、職責上位及び先任者が当たる
- ②責任者の下で、各係の役割分担を確認のこと

2019 年度 事業計画

障害者支援施設シーズ

障害者支援施設シリーズ

施設理念

いつも「楽しみと充実」を。

施設目標

人として生まれ、豊潤な大地に根をおろし

無限の可能性が發揮できるよう、利用者個々の思いを尊重し

その人生の過程で悠々と年齢を重ねられる、生活空間の確保を行い

利用者とともに成長し大木となり立派な林が形成され、また種をまく

そして多くの人々や時を共有し、憩える場となるよう

1、生命の尊厳

私たちは、障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2、個人の尊重

私たちは、障害のある人たちの、一人ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3、人権の擁護

私たちは、障害のある人たちに対するいかなる差別、虐待、人権侵害も許さず人としての権利を擁護します。

4、社会への参加

私たちは、障害のある人たちが社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5、専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割を自覚し、絶えず研鑽を重ね、障害のある人たちの、一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

行動指針

- 其の一、 常に夢を描き、実現に向け行動せよ
- 其の二、 迷ったら挑戦する道を選べ
- 其の三、 理論とアイデアは均衡を保て
- 其の四、 誠実で、しかも正直者であれ
- 其の五、 全ての者とコミュニケーションを。
チーム力に勝るものなし
- 其の六、 1日数分でも「楽しい」と思える時間を作れ
- 其の七、 努力は「楽しい」結果がそれを証明する
- 其の八、 企画・発案はスピード感をもって、実行は慎重に
- 其の九、 安定は墮落の一步前、常に改革と前進を
- 其の十、 笑顔と感謝を忘れずに、常に謙虚な姿勢をもて

行 動 規 範

施設理念 いつも「楽しみと充実」を。

私たち職員は、利用者さんに満足していただく為に、感謝の心を忘れずに、謙虚な態度で接し、相手の立場に立ち、その心に共感できる支援者として利用者さんの権利擁護に徹します。

(利用者編)

- ・ “さん”づけで呼びます。
- ・ 体罰はしません。言葉による暴力もありません。
- ・ 環境を整理・整頓・清潔にします。
- ・ いつも笑顔で、礼儀正しく、親切で丁寧な対応をします。
- ・ 生活を楽しんでいただける明るい環境作りをします。
- ・ 一人一人の気持ちを大切に支援します。
- ・ 利用者さんをよく見て、よく知り、よく話します。

(職員編)

- ・ 職員間は敬称で呼びます。
- ・ 職員は和の精神を忘れず、協力とチームワークを發揮します。
- ・ 職員は常に努力を怠らず、自分に厳しく妥協しない心で対処し前進します。
- ・ 職員は館内の備品を大切にします。
- ・ 職員は常に先を見て行動するよう心がけます。
- ・ 職員は常に自分から進んで挨拶します。
- ・ 職員は、報告・連絡・相談を通じて、常に職員間の連携を意識します。
- ・ 職員は、常にお互いを助け合います。

(後書き)

私たちシーズの職員は、知的ハンディを持つ施設利用者の良き理解者として、より良い支援を笑顔と共感を持って行うべく、福祉協会の定めた行動規範にそって、その職務を遂行します。

2018年3月13日		
統括施設長	管理者	作成者
		

2019年度 施設入所支援事業計画

(目的)

障害者総合支援法下における、新事業体系に基づき実施。

当施設に入所する利用者様につき、日中活動とあわせて、主として夜間において入浴・排泄及び食事等のサービス提供、生活に関する相談及び助言を行い、その他の必要な日常生活上の支援を行なう。

(対象・範囲)

障害者総合支援法に準ずる。3障害「知的・精神・身体」を対象の範囲とする。

サービスの利用・受け入れにあたっては、障害支援区分4以上（年齢50歳以上は区分3以上）を対象とする。日中活動とあわせて利用することとなっているので、施設入所支援のみを単体で利用することはできない。

(サービス内容)

- ① 将来的に地域で生活ができるよう利用者の意思に基づき、自立と共生可能な生活スキルを獲得できるよう個別支援計画に基づき支援や援助を行なう。また、ご本人・ご家族に対して地域資源の情報提供や施設、家庭での状況をお互い共有し、協力体制を構築できるような情報の提供を面談や相談の機会を通じて行っていく。
- ② 入所されている方の食事・入浴・排泄における介助や援助を行い、保健・衛生・清潔の保持に努めると共に、毎日の個別日誌にてチェックする。残存機能の維持を保ちつつ個々のエンパワメントを低下させないよう留意して援助する。
- ③ 利用される方が安心・安全かつ豊かな生活ができるよう配慮した生活環境の提供を行なう。
- ④ 利用される方が、日中活動に元気に参加できるように、体調管理や健康管理に努める。
- ⑤ 上記達成するため職員間の連携を密に実施できるようにする。

*上記については、シーズ行動規範に基づいて実施する。

2019年3月19日		
統括施設長	管理者	作成者

2019年度 生活介護事業計画書

(目的)

- ① 利用者の主体性を尊重しつつ、自立と社会参加を促進し、社会生活能力を高める為の支援を行う。
- ② 食事・排泄・入浴等の支援、健康保持等の生活面の介護を行い、日常生活能力の向上に努める。
- ③ 生産活動・創作(療育)活動等を行い、個々の能力向上に努める。
- ④ 外出・余暇的活動を通じ、社会参加の機会を提供する。

1. グループ編成

- (1) 運動班 生活面全般に運動が必要な利用者を中心とするグループ
- (2) 芸術班 自閉的傾向のある利用者を中心とするクリエイトグループ
- (3) 音楽班 重度利用者を中心とするグループ。
- (4) 委託班 作業活動を中心とする軽度利用者グループ。
- (5) 療育班 自閉的傾向のある利用者を中心とするグループ。

2. 支援内容

- (1) 運動班 (活動場所：1F 夢空間、畑、駐車場、屋外)
 - ・生活支援—食事・排泄・健康保持等の生活面全般的介助
(爪切り、歯磨き等)
 - ・作業支援—ウォーキング、カラーボール、バランスボール、フライングディスク、ストレッチ、フットサル、ダンス、スポーツごみ拾い、園芸活動
 - ・プラットアートプロジェクト
 - ・外出、余暇支援—パック回収ドライブ(毎週木曜日)、買物(月1回小グループで午後)、ウォーキング、フットサル(第1, 第3週)公園等屋外活動、創作等

*個人の能力に応じて小集団での社会参加・体験を充実させる。

	月	火	水	木	金
AM	歩行、運動、園芸等	歩行、運動、園芸等	歩行、運動、園芸等	歩行、運動、園芸等	歩行、運動、園芸等
PM	買い物 生活支援	第1第3週 フットサル（雨天時はストレッチ） 第2第4週 屋外活動（重度優先）	クラブ活動 ①運動班（アグリ阿南、西部公園） ②創作班（飾り付け、ワークショップ練習等）	パック回収、（重度優先） ダンス（夢空間）	買い物 生活支援

(2) 芸術班（活動場所：2階）

- ・生活支援—食事、排泄面での一部支援、清掃活動時の一部支援や助（爪切り、身だしなみ支援）
- ・作業支援—アーティストの卵、エナジーの作品作り、手作り楽器、ワークショップ準備、行事の飾り作り、材料の買い出し・収集（小石、どんぐり、花、落ち葉、松ぼっくり等）、年1回作品展
- ・外出、余暇支援—フットサル（第1・3週）、運動、ウォーキング、ダンス、買物（月1回小グループで午後）、創作、パック回収ドライブ等
- ・プラットアートプロジェクト

*個人の能力に応じて小集団での社会参加・体験を充実させる。

	月	火	水	木	金
AM	作品作り 材料収集 ワークショップ準備等	作品作り 材料収集 ワークショップ準備等	作品作り 材料収集 ワークショップ準備等	作品作り 材料収集 ワークショップ準備等	作品作り 材料収集 ワークショップ準備等
PM	買い物 生活支援	第1第3週フットサル（雨天時はストレッチ） 第2第4週屋外活動（重度優先）	クラブ活動 ①運動班（アグリ阿南、西部公園） ②創作班（飾り付け、ワークショップ練習等）	バック回収、 （重度優先） ダンス（夢空間）	買い物 生活支援

(3) 音楽班（活動場所：食堂）

- ・生活支援—食事、排泄、清潔保持及び基本的生活習慣、
（爪切り、身だしなみ支援等）
- ・作業支援—楽器に触れる、リズム遊び、ハンドベル、童謡を流したり、
絵本の読み聞かせ
療育活動（マッチング、ボールペン組み立て、キャップ等）
- ・外出、余暇的活動—フットサル（第1、第3週）・運動、ウォーキング、
買物（月1回小グループで午後）、創作、バック回収ドライブ等
- ・プラットアートプロジェクト

	月	火	水	木	金
AM	楽器、リズム遊び 読み聞かせ等	リズム遊び 読み聞かせ等	楽器、リズム遊び 読み聞かせ等	楽器、リズム遊び 読み聞かせ等	楽器、リズム遊び 読み聞かせ等
PM	買い物 生活支援	第1第3週フットサル（雨天時はストレッチ） 第2第4週屋外活動（重度優先）	クラブ活動 ①運動班（アグリ阿南、西部公園） ②創作班（飾り付け、ワークショップ練習等）	バック回収、 （重度優先） ダンス（夢空間）	買い物 生活支援

(4) 委託班 (活動場所：夢空間委託室)

- ・生活支援—食事、排泄、清潔保持及び基本的生活習慣、(爪切り、身だしなみ支援等)
 - ・作業支援—委託作業の工程等、本人に理解出来る様に支援を行うと共に、本人の有する能力に応じた行程配置を行う。銅線作業等。
- *個人の能力に応じて小集団での社会参加・体験を充実させる。

	月	火	水	木	金
AM	銅線作業 パック切り	銅線作業 パック切り	銅線作業 パック切り	銅線作業 パック切り	銅線作業 パック切り
PM	買い物 生活支援	第1第3週フットサル(雨天時はストレッチ) 第2第4週屋外活動(重度優先)	クラブ活動 ①運動班(アグリ 阿南、西部公園) ②創作班(飾り付け、ワークショップ練習等)	パック回収、(重度優先) ダンス(夢空間)	買い物 生活支援

(5) 療育班 (活動場所：食堂)

- ・生活支援—食事、排泄、清潔保持及び基本的生活習慣、(爪切り、身だしなみ支援等)
- ・作業支援—療育的活動(マッチング、ボールペン組み立て、パズル等)

*小集団での療育的活動、外出での社会的経験を充実させる。

	月	火	水	木	金
AM	マッチング等	マッチング等	マッチング等	マッチング等	マッチング等
PM	買い物 生活支援	第1第3週フットサル(雨天時はストレッチ) 第2第4週屋外活動(重度優先)	クラブ活動 ①運動班(アグリ 阿南、西部公園) ②創作班(飾り付け、ワークショップ練習等)	パック回収、(重度優先) ダンス(夢空間)	買い物 生活支援

3. その他

- ① 活動時間—AM9:30～11:00 PM13:30～15:00
- ② 管理者、生活介護責任者及び選任した支援者を中心とし下記の支援を進めていく

- 1)地域で生活する上での社会ルールを理解しマナーや社会的スキルを身につける様、アセスメントと個別支援計画を作成し支援や援助を行う。
- 2) 個別支援計画に関して、6月、9月、12月、3月と家族さんとの面談の機会を設けて要望を聞き取る。
- 3) 重要事項説明書に記載されている通り、生活介護を利用される方の食事、排泄における介助や援助を行い、保健、衛生、清潔の保持に努めるとともに、毎日の個人日誌にてチェックする。
- 4) 残存機能の維持を保ちつつ個々のエンパワメントを低下させないよう留意して援助し、全体的に歩行の機会を増やす。
- 5)今年度も、活動委員会を中心に日中活動の内容を色々検討しながら実施していく。日中活動の内容は変更ありえる。
- 6)季節に応じた環境・壁面等の作成を利用者と共に実施。
- 7)各班の作業内容の検討
- 8)その他活動において、刺激と変化ある活動内容の見直しと計画・実行。
- 9 プラットアートプロジェクトに向けての作業実施。
- 10) 上記達成するため職員間の連携を密に実施できるようにする。

以上、個別支援計画に基づいて実施すること。

※ 上記については、シーズ行動規範に基づいて実施する

2019年3月12日			
統括施長	統括施設補	管理者	作成者
			

2019年度 自治会活動

目的)

- (1) 利用者同士が話せる場を提供することで協力関係や仲間意識を芽生えさせる。
- (2) 活動の中で、自分の考えを述べ、人の意見に耳を傾ける態度を養える環境作りを行なう。
- (3) 多数の意見の中から選択し、決定されたことに対して従うというルールを学ぶ。
- (4) 自治会役員を数名設け活動への積極的な参加を促がしていく。
- (5) 自治会の役員を利用者同士で推薦して選んでもらい、役員意識を身に付けてもらうことによって、責任感を養う。

(活動内容)

- (1) 3ヶ月1回、月末の午後から行う。ただし、4月は年度初めであり、2019年度の役員の決定や行事などを伝える為、4月初旬を予定。7月下旬、10月下旬、1月下旬を予定。
(ただし、自治会担当職員の勤務日程や作業内容、利用者の参加人数などで、変更する場合があります。)
- (2) 自治会役員会は職員・利用者からの要望等に応じて行う。
- (3) 利用者間で適宜活動内容を計画し実施していく。
- (4) 利用者朝の会での司会を役員がつとめることで積極的態度を身につける。(役員以外の利用者もできる者は行なうようにしていく)
- (5) 利用者間の問題や施設内外の行事、その他生活全般の事について意見がまとまらない時、または施設に要望がある場合は施設側と協議を進めていく。
- (6) 利用者間の問題で、それぞれの担当職員にも相談、アドバイスをもらう。
- (7) 自治会という場で、利用者の意見に耳を傾けることで、職員では気付かなかったこと、問題・要望をしっかりと聞き解決、実現に繋げる。

2019年3月9日			
統括施長	統括施設補	管理者	作成者
林	林	田中	(印)

2019年度 障害者（児）日中一時・短期入所事業

シーズは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害者（児）短期入所事業（日中一時支援事業）提供の事業所指定を受けています。

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

2. 実施

事業所は、利用者に対し、居宅における自立生活を支援し、利用者の身体その他の状況、及びその置かれている環境に応じて必要な支援を適切に行います。

〈短期入所事業〉

障害者(児)が居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設への短期間の入所を必要とする障害者(児)等に対し、入浴、排泄又は食事等の介護や生活上の支援を提供します。

〈日中一時支援事業〉

障害者(児)の日中における活動の場を確保し、日頃介護にあたっている家族の休憩を支援します。

3. 障害者虐待防止法に基づく被虐待者緊急一時保護施設としての役割

シーズは、障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた（或いは虐待を受けた可能性のある）障害者の一時保護の為に居室提供の事業所指定を受けています。保護が必要な障害者に対し、都道府県又は市町村と連携して安全を保証し、必要な生活の支援を行います。

2019年3月18日			
統括施設長	統括施設長補	管理者	作成者
			

2019年度 徳島県障害児等療育支援事業計画

(目的・内容)

① 巡回指導

相談・指導を担当する職員等で構成された療育指導班を設置し、療育指導等を希望する在宅障害児（者）の家庭等を計画的に訪問し、在宅障害児（者）及びその家族等に対して療育指導を行う。

- 1) 継続的な機能訓練
- 2) 家庭における訓練方法等の指導
- 3) 目的達成に必要な業務

*療育指導班（2以上の区分から選任・必ず2名で巡回）

区分1 医師

区分2 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士・社会福祉士等の資格を有する者

区分3 相談支援専門員

② 施設職員等に対する療育技術指導

児童デイサービス事業所、障害児保育等を行う保育所及び幼稚園等の職員等に対し支援を行う。

- 1) 計画的な研修方式による療育技術指導
 - * 2時間以上、対象人員10人以上の規模であること。
- 2) 実地指導方式による療育技術指導

*担当する職員

巡回指導に準ずる

(事業を担当する職員)

区分2 担当者—2名（保育士） 区分3 担当者—1名（相談支援専門員）

(事業計画)

1) 巡回指導

- ① 対象在宅障害児（者）—2名

③ 育指導計画の概要

ケースA－生活全般及び就労支援。

ケースB－生活全般。

ケースC－機能の維持、低下予防の為の歩行訓練。対人スキル向上の日中活動支援。

④ 定訪問回数

A－15回 B－10回 C－15回

2) 施設職員等に対する療育技術指導（計画なし）

※指導相手方事業所－NPO法人 サポートゆう（活動停止中）

指導内容－レスパイトを含む知的障害者の社会生活訓練

実施予定日－毎月第4日曜日

2019 年度 事業計画

グループホーム シーズ

2019年3月14日作成			
統括施設長	統括施設長補	管理者	作成者
			

2019年度 共同生活援助（グループホーム） 事業計画

理念

「あせらず、あわてず、あきらめず」

グループホームでの生活が円滑に行なえるよう、以下の支援をおこなう。

- 1、地域で自分らしい生活を営むことができるよう、個々の能力に応じた支援を行う。
- 2、近隣住民に迷惑をかけない、ルールや社会的マナーを守れるよう支援を行う。
- 3、就職活動や日中活動については相談支援員並びに本体施設のバックアップで本人の希望に応えるよう努める。
- 4、食事や健康面の自己管理、金銭の自己管理、掃除・洗濯等の仕方といった日常生活に必要な知識、技術が習得できるようにする。また、どうしても掃除、洗濯、居室の管理が苦手な方に関してはサービス管理責任者、世話人が個別に支援をおこなう。
- 5、利用者不在時にも GH 担当職員は定期的に GH へ赴き環境整備や居室の美化に努める。
- 6、就労・人間関係等・個々の悩みを解消し、精神面の安定を図るため、バックアップ施設職員・世話人に相談しやすい環境作りを行う。
- 7、地域でのアパート暮らしなど、本人から要望があれば、必要な情報提供や手続きの手助け等、本人のステップアップに最大限協力する。
- 8、障害基礎年金等の申請書類に関し、基本的には本人、親族が行う。方法が分からない場合は手続きの仕方、必要情報を提供する。本人、親族がどうしてもできない場合は、申請の代行を行う。
- 9、利用者のニーズを把握出来る様に努める。

2019年度 事業計画

キッズベース シーズ

統括施設長	管 理 者	作成者
		

2019 年度 キッズベースシーズ 事業計画

理念 「元気に 笑顔で のびのびと」

基本方針

障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

事業内容

① 保育所等訪問支援事業

(目的)

障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をおこなう。

(内容)

保育所や児童が集団生活を営む施設へ支援員が訪問し

- ・ 障害児本人に対する支援（集団生活の適応のための専門的な支援）
- ・ 訪問先施設の保育士等に対する支援（支援方法等の指導） を行う。

② 放課後等デイサービス事業 （定員 10 名）

(目的)

学校通学中の障害児に対し、日常生活における基本動作の習得、及び集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をおこなう。

- ・ 本人にとって居心地の良い場所、家庭や学校以外での居場所となっていく環境づくりを目指す。
- ・ 個々の能力にあった課題や活動の提供をおこなう。
- ・ 散歩等を取り入れ、地域との交流を図っていく。
- ・ 図書館や公園等、阿南市内や阿南市近隣の社会資源を活用し、社会性の向上を図っていく。

日課(案)

(学校授業終了後)

学校終了後	送迎車で学校等へお迎え、もしくは保護者の方の送迎
登所	着替え、検温、体調等の確認、排泄、水分補給等
すっきりタイム	落ち着ける時間を過ごし、活動へと気持ちの切り替えをおこなう。
はじまりの会	スケジュール確認、呼名応答、“いま、どんな気持ち？” 今日の約束、ルールの確認等
個別課題	個々のニーズに応じたプリントの課題、自立課題、ビジョントレーニング、社会性やコミュニケーション向上プログラム、学校の宿題等
集団活動①	設定療育（活動ごとに振り返り／気持ちの確認） クッキング、制作、プログラミング体験、園庭遊び、サーキット、近隣散歩等
休憩・おやつ	排泄、水分補給、体温調節等
集団活動② (ほっこりタイム)	ミュージックケア、ハンドリフレ、スノーズレン（絵本の読み聞かせ）等（癒しとクールダウン。帰宅に向け気持ちの安定をはかる）
ふりかえり 終わりの会	ごほうびポイントやシート等を活用し肯定的な声かけをおこなう。 がんばったことを認めあうことで自信と安心感を持ち、笑顔で帰宅できるようにする。 自身の気持ちを伝える練習をおこなう
降所	送迎車で送迎、もしくは保護者の方のお迎え

(夏休み等の長期休暇)

	送迎車で自宅へお迎え、もしくは保護者の方の送迎
登所	着替え、検温、体調等の確認、排泄、水分補給等
すっきりタイム	落ち着ける時間を過ごし、活動へと気持ちの切り替えをおこなう。
はじまりの会	スケジュール確認、呼名応答、“いま、どんな気持ち？” 今日の約束、ルールの確認等
個別課題	個々のニーズに応じたプリントの課題、自立課題、ビジョントレーニング、社会性やコミュニケーション向上プログラム、学校の宿題等

集団活動①	設定療育（活動ごとに振り返り／気持ちの確認） クッキング、制作、プログラミング体験、園庭遊び、サーキット、近隣散歩、外出活動、療育カードゲーム等
昼食	お弁当、クッキング等
休憩	排泄、水分補給、体温調節等
集団活動② （ほっこりタイム）	ミュージックケア、ハンドリフレ、スヌーズレン（絵本の読み聞かせ）等（癒しとクールダウン。帰宅に向け気持ちの安定をはかる）
ふりかえり 終わりの会	ごほうびポイントやシート等を活用し肯定的な声かけをおこなう。 がんばったことを認めあうことで自信と安心感を持ち、笑顔で帰宅できるようにする。 自身の気持ちを伝える練習をおこなう
降所	送迎車で送迎、もしくは保護者の方のお迎え

年間行事予定（案）

4月	春休み外出
5月	子どもの日／避難訓練（火災）
7月	七夕
8月	スイカ割体験／水遊び／夏休み外出
10月	ハロウィン／避難訓練（不審者）
11月	避難訓練（地震）
12月	クリスマス会
2月	節分・豆まき／バレンタイン
3月	ひなまつり

クッキング、制作活動、プログラミング体験、スヌーズレン、ミュージックケア等の活動を定期的に行っていく。

2019 年度 事業計画

シーズ今津

統括施設長	統括施設長補	管理者
		

2019年度 シーズ今津 事業計画

【1】 就労移行支援事業（定員 10 名）

目的 施設の内外で生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けて必要な能力や知識を養成します。また段階的にハローワークへ求職登録し一般就労等への移行に向けて支援します。一般就労が可能となり、施設利用が止んだ後も就労先での定着支援を行います。

【2】 就労継続支援B型事業（定員 20 名）

目的 一般企業等での就労が困難な人に一般就労を意識した生産活動の機会を提供するとともに、一般常識、及び社会的適応能力の向上に必要な訓練を行います。（B型のため雇用契約なし）

【3】 生活訓練支援事業（定員 10 名）

目的 可能な範囲で自立した地域生活を入所施設以外で営むことを目的とします。そのため、日常生活能力の向上を図るとともに、社会適応のための訓練・学習を行い地域生活を豊かに営むことできるように支援します。

共通事項

相談及び援助

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行い、それらを支援計画に反映させる。

防災計画

火災避難訓練 2 回(5 月・11 月) 地震避難訓練 1 回(3 月)

支援計画

支援計画は個々の利用者の特質に応じた個別支援計画に基づいて行う。

また、年 4 回モニタリングや面接が行われ支援計画に反映させる。（B 型は年 2 回）

年間行事

ふれあい就職面接会（9 月） 阿南・牟岐合同ふれあい就職面接会（2 月）

職場実習（個別対応時期未定） 職場見学（個別対応時期未定）

サービス提供日時

月曜日～金曜日の 9:00～16:00（国民の祝日及び夏季休暇、冬季休暇除く）

送迎 :送迎バス利用希望者は利用可(シーズ今津指定乗降場所あり)

【1】 生活訓練事業実施内容

(学科)

- ① プログラミングの基礎を学びパソコン全般の操作を身に着ける。
 - ・月2回 木曜日に外部講師によるプログラミング教室を実施する。
- ② 掃除、洗濯、炊事等の家事を行うための知識をテキストを使いながら学習する。
 - ・小学生用のテキストと主婦対象の家事テキストの両方を使用(能力別に使い分けを行う)
- ③ 金銭感覚、金銭管理などのお金に関する知識をテキストを使いながら学習する。
 - ・疑似紙幣を使用し実際の買い物等を想定しロールプレイ形式で行う。
- ④ 公共の場でのマナーなどTPOを意識した服装や行動を知識の面から学ぶ。
 - ・事前にテキストや講義で説明し、施設外支援の際に実践する。その後、反省会も行う。
- ⑤ 地域生活を送る上で最低限必要な読み書き計算力を養う。
 - ・午後からの個別学科にて能力別プリントを使用し行う。
- ⑥ SST(コミュニケーション能力、社会適応性の向上のためのトレーニング)
 - ※ その他、生活に密着した様々な知識の向上を目指す。

(実技)

- ① 調理実習(材料費のみ自己負担)
 - ・月に1回行う。前日には食材購入を利用者さんにしてもらおう。
- ② 図書館などの公共機関利用実習
 - ・羽ノ浦図書館に行く日は、バス利用の練習も同時に行う。
- ③ 計画的な買い物、一人での買い物ができるようにするための実習
 - ・月に一回、前日に予算に合わせて購入品を決め、翌日買い物をしてもらおう。
- ④ 公共交通機関を利用できるようにするための実習(バス代自己負担)
 - ・図書館利用日に行う。(なかちゃんバス利用)
- ⑤ ATMや銀行の利用などができるようにするための実習
 - ・希望者のみ行う。
- ⑥ 家庭を想定した洗濯・掃除などの実習
 - ・毎日 シーズ今津の台拭き・タオル・エプロン等を洗濯し練習する。
 - ・掃除に関しても家庭で使う掃除道具を使用し練習を行う。
- ⑦ 裁縫などの衣類の手入れ 家電製品・冷暖房製品の手入れ などの実習
 - ・希望者のみ雑巾縫いや衣類の補修を行う。
- ⑧ 体力向上、健康維持のため歩行などの運動
 - ・午後のプログラムで動画を見ながらエクササイズを行う。
 - ※ その他、生活に密着した様々な経験を積み重ね家庭での実践的な力を学びます。

【2】 就労継続支援B型事業実施内容

(作業)

- ① クッキー レギュラークッキー・タルト・保育園用クッキーの製造販売。
- ② パットライス シーズオリジナルの製造を行う。(毎週金曜日)
- ③ リサイクル キョーエイ上中店・羽ノ浦店のハピエコ活動を実施する。
(富岡東高校から回収した空き缶等もハピエコに持って行くことで利益につなげる)



- ⑤ 発電事業 太陽光発電パネルを設置し、その維持管理を就労トレーニング事業として行う。また、発電収益を利用者さんの工賃とする。

- ⑥ 委託作業 浅井缶詰・旭金属・阿南市からの委託作業を通年行う。
※浅井缶詰(みかんの加工・きんかん加工・さつまいも加工作業)
※旭金属(金属の分別作業)
※阿南市公園緑地課(ゆたかの防災公園の清掃管理)

◎2019年度の主な目標

- ・4月よりB型事業は定員10名から10名増員し20名での事業開始となるため
第一段階として実利用者数を2019年度に15名まで増員させる。
- ・菓子製造棟に関しては大型オープンを導入し受注に対応できる体制を整える。(清水基金助成)
- ・東京に出荷していたクッキーをリニューアルし体制を整えなおす。(スイーツコンテスト最優秀商品を東京様に使用する。)
- ・昨年12月よりスタートした金属作業は現在作業の標準化に向けて調整中であるが
2019年度7月までにシーズとの連携も含めた標準化を完成させる。
- ・11月に開催される神戸スイーツコンテストに徳島県代表として参加するため、事前準備を
9月よりスタートさせ最優秀を目標とする。

【3】 就労移行支援事業内容

(学科)

- ① 日常生活の向上に向けて以下の内容について学ぶ。
(起床・生活リズム・食事・金銭管理・体調不良時の対処・身だしなみ・体力の向上
援助の要請・社会性・服薬管理)
 - ② 職場での人間関係が上手くいくために以下の内容について学ぶ。
(あいさつ・会話・言葉使い・協調性・感情のコントロール・意思表示・共同作業)
 - ① 場での行動・態度が向上するために以下の内容について学ぶ。
(一般就労への意欲・作業意欲・就労能力の自覚・働く場のルールの理解仕事の報告欠勤
等の連絡・出勤状況・作業に取り組む態度・持続力・作業速度・指示内容の理解作業の
正確性危険への対処・作業環境の変化への対応)
- ※JST（職場対人技能トレーニング）を行う。

(就職活動)

- ① ハローワークへの求職登録、徳島障害者職業センターへの相談、
障害者就業・生活支援センターへの相談、就職後6か月間の集中フォローアップ。
- ② 職場実習・・・就職希望先にて年数回職場実習を行う。

(作業)

- ① 県南地域の求人を意識した作業を行う。(洗車・清掃・緑地管理)
- ② B型が行っている作業を手伝う。(学科、就職活動等を優先)

◎2019年度の主な目標

就職率3割が阿南市福祉計画の目標とされているため、就労の可能性のある方は積極的に就職
方向に促し施設作業より就職活動を優先させる。(2018年度は3割達成済み)

【その他】 上勝・勝浦相談支援事業

前年度、上勝・勝浦などの相談支援を行ったが、事業委託費と比較して ケースに取られる時間が
多くバランスが悪かった事や相談支援員が他の事業との兼務である事も考慮し前年度以上に活動
時間を規定し、効率の良い運営方法を実施する。

活動日：勝浦町 毎週水曜日(第二水曜日は午前中のみ)

上勝町 毎週水曜日午後(3ヶ月に1回上勝町役場で定例会を行う)

※緊急時には対応し後日時間調整を行う。
※県への体制届も上記内容、兼務で報告を行う。

シーズ今津 基本業務表 (2019年度版)

時刻	内容	詳細
各自の定時	出勤確認	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所名前マグネットを出勤状態にした時刻を出勤完了とする。 ※(帰宅時)定時より早く退社する場合は名前マグネットを裏にしてください。
～9:45	営業準備・受入れ 食堂にて連絡帳確認 (担当者マグネット表示) 職員会議ノートチェック	<ul style="list-style-type: none"> ・前日に残した記録記入 ・当日の営業準備 ・その他 各自の仕事を行う。 ・連絡帳担当者は連絡帳内容を確認し、支援記録に必要な事項を記録する。 ※連絡帳を受け取る際、いつもと変化がないか確認する。(表情・雰囲気) ※体調面を支援記録に書き写す。(体温・体調チェック) ※重要事項が記載されている場合は、スタッフルームテーブルに置いて置く。 ※朝礼担当職員がスタッフルームの連絡帳が処理されているか最終確認。 ・職員会議に参加していない職員は記録確認を行いチェックを入れる。 疑問点はその都度質問する。
9:30～9:45	利用者朝礼・日課確認 (担当者マグネット表示) ラジオ体操 (担当者マグネット表示)	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員が定時が来たらスタートさせる。 セリフ「何月何日の朝礼を始めます。今日の日直おねがいします。」 ※担当職員は日直のサポート及び朝礼を臨機応変に仕切る。 ・体操に参加できる職員は基本参加する。 ※見守り職員として最低1名は担当者を決めます。 (トラブルが発生した時に誰も見ていませんでしたとならないように！)
9:45～12:00	午前中プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・日課表に従う。
昼休み	(利用者)12:00～13:00 (職員)12:10～12:55	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は12:10までは業務及び利用者が速やかに昼食をとれるための支援を行う。 ・職員は12:55に業務に入り利用者が13:00から作業に入れる様支援をおこなう。 ※作業内容により例外時間あり。
13:00～15:00	午後プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・日課表に従う。
15:00～16:30	連絡帳自己記録表支援 利用者相談 各職員業務	<ul style="list-style-type: none"> ・日報(自己記録表)の書き方指導を行う。(文章構成・誤字脱字などを支援) ・職員の記入はご家庭に対し報告・連絡・相談等がある場合を基本とする。 ※ただし、保護者が状況確認を必要としている場合は記入する事。 ・利用者から相談がある場合は対応する。 ・記録、事務処理等及びパート会議
16:30～17:15	職員会議 各職員業務	<ul style="list-style-type: none"> ・作業状況に合わせて会議時間を変更する場合もある。 ・記録、事務処理等